

# 重要事項説明書

## (訪問看護)

利用者: \_\_\_\_\_ 様

事業者: 訪問看護ステーション紬 \_\_\_\_\_

## 1 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション紬
所在地	熊本県山鹿市熊入町43番地
連絡先	0968-41-8167
管理者名	井島 加恵
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	4360890067
サービス提供地域	山鹿市、和水町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月30日～1月3日
営業時間	午前 8:30 ～ 午後 5:30

### (3) 職員体制

管理者 …常勤看護師 1名(看護職員と兼務)  
看護職員 …看護師 2名

## 2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

### (1) 訪問看護ステーション紬 苦情相談窓口

TEL :0968-41-8167 FAX :0968-41-8168

担当者:藤谷 崇

受付時間:営業日の午前8:30 ～ 午後5:30(状況に応じて左記時間外も対応いたします)

### (2) 熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

TEL :096-214-1101 FAX :096-214-1105

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

## 3 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

## 3 訪問看護サービスの内容

- ①病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導など)
- ②日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)
- ③医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)
- ④認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言)
- ⑤精神的支援をはじめ総合的な看護
- ⑥機能訓練および日常生活動作練習などのリハビリテーション
- ⑦住まいの療養環境の調整と支援
- ⑧苦痛の緩和と看護

⑨その他(家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談)

#### 4 利用料金・利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法

(1)利用料金:介護保険、医療保険ともに別紙参照。

※利用料は、保険改正に伴い変わることがあります。変更時は、利用料の変更内容を説明いたします。

(2)利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等

①利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け(郵送) します。

(3)利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等

サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)利用者指定口座からの自動振替

(イ)事業者指定口座への振り込み

#### 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

主治医の訪問看護指示書に基づき訪問看護計画作成し、契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の2週間前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当[自立]と認定された場合

・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 1 ヶ月以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

・保険証等について、初回利用時、毎月 1 回、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。これらの書類について内容変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

・やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。

看護師等は、年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません。  
看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

## 7 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

## 8 守秘義務と情報提供について

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (3) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

住 所:熊本県山鹿市熊入町43番地

社 名:合同会社アースフル

代 表 者:猪島 光一郎

印

【事業所】

住 所:熊本県山鹿市熊入町43番地

事業所名:訪問看護ステーション紬

( 介護保険事業所番号 4360890091 )

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。  
また、サービス担当者会議等におきまして、利用者および家族の個人情報を用いることを承諾します。

令和 年 月 日

【ご利用者】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【代 筆 者】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 )

【ご家族代表】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印